

地方消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増額分が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税が5%（うち地方消費税率は1%）から8%（うち地方消費税率は1.7%）に上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増額分については、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てることとされています。

平成27年度の当初予算においては、約12億円の地方消費税交付金の増額が見込まれていますが、この増額分は、下記のとおり社会保障施策に要する経費約122億4千万円の財源として使われています。

経費区分		主な事業	予算額	特定財源 (国県支出金等)	一般財源	地方消費税交付 金の増額分
款	項					
民生費	社会福祉費	障害者福祉、高齢者福祉などに関する事業 国民健康保険、介護保険などの社会保険事業	10,683,698	3,552,825	7,130,873	699,197
	児童福祉費	こども医療費の助成、児童手当の支給、保育所や児童館の運営などの児童福祉に関する事業	8,689,318	5,736,507	2,952,811	289,529
	生活保護費	生活保護事業	4,298,300	3,289,293	1,009,007	98,935
衛生費	保健衛生費	がん検診、予防接種、母子保健などの保健衛生に関する事業	1,266,015	120,314	1,145,701	112,339
合計			24,937,331	12,698,939	12,238,392	1,200,000

* 特定財源とは国や県から使い道が決められて交付される補助金や、サービス利用者からの負担金などです。

予算額からこの特定財源を引いた残りが一般財源となります。

この一般財源（約122億4千万円）に、増額分の地方消費税交付金がすべて充てられています。

なお、増額分の地方消費税交付金のそれぞれの額は、経費区分の「項」ごとの一般財源の比率によって12億円を按分したものです。